

権利確定基準日

分配の対象となる権利者は、必ずしもその作品を作った著作者本人とは限りません。著作権の譲渡や相続、音楽出版社との契約などにより関係権利者が変わります。このため、分配期ごとの関係権利者を確定するための「権利確定基準日」を設けています。

この権利確定基準日は、原則として、各分配期の分配対象使用料の対象期間の最終日と定めており、その時点の関係権利者が分配の対象権利者となります。

分配対象使用料ごとの分配期と権利確定基準日（演奏会などの催物の場合）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
お支払い いただいた 使用料 権利確定基準日: 6月30日			→			分配								
		お支払い いただいた 使用料 権利確定基準日: 9月30日			→			分配						
			お支払い いただいた 使用料 権利確定基準日: 12月31日			→			分配					
					お支払い いただいた 使用料 権利確定基準日: 3月31日			→			分配			

例えば、4月から6月までの間にお支払いいただいた使用料については、6月30日時点の関係権利者が分配の対象者となり、9月に当該関係権利者に分配します。